

2019年11月1日

米企業のコーポレート・ガバナンスについての記事から

九州大学 教授
IIMA 客員研究員 平松拓

新聞にコーポレート・ガバナンス関連の記事が載ると、つい精読してしまいます。ビジネス・スクールの教員だからということは何論あると思いますが、それ以上に、日本で現在進行形のコーポレート・ガバナンス改革の行方が、今後の企業の活力、日本経済の成長、延いては世界経済における日本の立ち位置の鍵を握ると注目しているせいだと思います。

そんな中で、今夏、米国の経営者団体ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）が、「企業の目的」を含む「企業統治原則」を見直した、という記事に目がとまりました。少し補足しながら記事の内容を述べると、BRTは1978年以降定期的に「企業統治原則」を公表し、1997年以降は企業目的に関して、「企業は第一に株主に報いるために存在する」ということを述べてきました。今回これを改め、「顧客への価値提供、従業員への投資、サプライヤーへの公正で倫理的な対応、コミュニティへの支援と共に、株主のための長期的な価値創造を約束する」として、118社のCEOの署名とともに発表したというものです。

BRTがこうした改定を行うに至った背景には、行き過ぎた競争主義の弊害として所得格差による社会の分断が深刻化し、それが大企業への批判はもとより経済・社会の不安定化、成長の停滞につながろうとしており、次期大統領選挙でも社会主義的色彩を帯びた政策を掲げる候補への支持が強まっていることなどへの危機認識があるという点では、記事の解説の通りだと思います。この記事は、同業者が早速SNS上に「アメリカの経営者が漸く日本の経営者に追いついた」というメッセージを発信したり、記事を引用したコラムが掲載されるなど話題を呼びました。

しかし、このBRTによる企業目的の改定が、米国企業トップによる自らの経営についての反省を含めた軌道修正宣言であり、今後、従業員や顧客重視に偏った日本企業の経営姿勢に近づくと受け止めるならば、それはややナイーブかもしれません。

そう考える理由の一つは、今回のBRTの発表文に、「これまでの表現が、長期的な利益が不可分な全ての利害関係者の価値創造のために、我々CEOが日々行っている努力

を正確に反映していない」ゆえに行う改定であると述べてられていることです。さらに、自分達が以上の約束をするのであるから、投資家は企業による従業員や共同体への投資を通じた長期的な価値創造を支持するよう求めています。つまり、改定によって自分達の行動を改めようとしているのではなく、自分たちの米市場経済に対するコミットメントがより正確に理解されるべきであり、投資家もそのコミットメントを尊重すべきだという、謂わば、他者へ要求とも読めるのです。

もう一つ挙げれば、講義の中でも時々触れるのですが、米組織論の泰斗、故ロバート・アンソニー教授とビジャイ・ゴビンダラジャン教授が、彼らの共著、“マネジメント・コントロール・システム”の中で、「株主価値の最大化はそもそも追求することが不可能で、満足し得る程度の利益を目的とする方が良い」と述べ、さらに、「企業の責任は経済的なものだけではない」としながらも、前提として「資本コストの回収もできていなければ、仕事をしているとは言えず、他の目的を掲げられない」と述べていることがあります。

株主のための価値創造と他のステークホルダーへの責任の問題は米企業経営者にとって古くて新しい問題です。米企業の経営者の中には、経済的責任以外の意識を持たず、ひたすら株主のための利益追求を行ってきた経営者もいて、今回の発表がそうした同僚経営者に自省を促そうとした面はあるかもしれません。しかし、コミットメントの署名に参加した経営者率いる企業には、ROEで15~20%程度の「満足し得る」利益を上げつつ、この二つの間のバランス（トレード・オフ）を、時々々の社会の要求に沿う形で追求し、結果として米国経済に先進国としては相対的に高い経済成長をもたらしてきたと自負しているところが多いのではないのでしょうか。

こう考えると、アンソニー教授等の教え子がそれ等経営者の中にどれだけ含まれるかはともかくとしても、彼らが今さら両者の間のバランスを大きく変えて、日本企業の経営に近づくことは考えにくいように思えます。

一方、わが国では企業にガバナンス改革を促すため、コーポレート・ガバナンス・コードに代表される様々なコードの制定や法改正が行われています。そこで今度は逆に、経営者の団体が、自ら、「経済の成長へ向けて株主が満足し得るような長期的な価値創造にコミットし、そのためにも不可分の利害関係者全体に意を用いる」といった内容の企業統治原則を作成・発表してみてもどうでしょう。きっとBRTのものを上回る反響を呼び、内外の投資家も黙っていないと思うのですが。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>